

総務文教委員会記録

令和5年3月6日（月）
9時58分～16時33分
全員協議会室

- 【委員】 永見委員長、三浦副委員長、
肥後委員、大谷委員、芦谷委員、佐々木委員、西田委員
- 【議長・委員外議員】 笹田議長、牛尾議員
- 【請願紹介議員】 岡本議員
- 【執行部】 砂川副市长
- （総務部） 坂田総務部長、山根人事課長
- （地域政策部） 邊地域政策部長、岸本政策企画課長、川合定住関係人口推進課長、
末岡地域活動支援課長、永田まちづくり社会教育課長、
濱見人権同和教育啓発センター所長
- （都市建設部） 戸津川建設整備課長
- （弥栄支所） 馬場弥栄支所長、上原防災自治課長
- （三隅支所） 久佐三隅支所長、石原防災自治課長
- （教育委員会） 岡田教育長、森脇教育部長、猪木迫教育部幼児教育担当部長、
草刈教育総務課長、松山教育総務課幼児教育担当課長、
鳥居学校教育課学力向上推進室長
- （選挙管理委員会） 木原選挙管理委員会事務局長
- （消防本部） 琴野消防長、田中総務課長、赤岸通信指令課長
- 【事務局】 松井書記

【議題】

- 1 請願審査
 - (1) 請願第6号 浜田市立原井幼稚園跡地払い下げに関する請願について **【継続審査】**
- 2 陳情審査
 - (1) 陳情第74号 人口減少について **【賛成少数 不採択】**
 - (2) 陳情第76号 処分に係る明文化について **【賛成多数 採択】**
 - (3) 陳情第77号 選挙人名簿の閲覧及び写しについて **【賛成なし 不採択】**
 - (4) 陳情第78号 まちづくりセンターについて **【賛成なし 不採択】**
- 3 議案第2号 浜田市ケーブルテレビ施設条例及び浜田市ケーブルテレビ施設分担金徴収条例を廃止する条例について **【全会一致 可決】**
- 4 議案第3号 浜田市まちなか交流プラザ条例の制定について **【全会一致 可決】**
- 5 議案第10号 小国辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について **【全会一致 可決】**
- 6 同意第1号 人権擁護委員候補者の推薦について **【全会一致 同意】**

（裏面あり）

7 執行部報告事項

- (1) 浜田市過疎地域持続的発展計画の変更について 【政策企画課】
- (2) 第2回地域の日に係る意見等について 【地域活動支援課】
- (3) 石見まちづくりセンター（仮称）長沢サブセンター建設整備計画に係る
検討状況について 【まちづくり社会教育課】
- (4) 弥栄サービスステーションの支援の状況について 【弥栄支所防災自治課】
- (5) 学校給食費の改定について 【教育総務課】
- (6) 令和4年度島根県学力調査結果（概要）について 【学校教育課】
- (7) 損害賠償請求訴訟の経過について 【通信指令課】
- (8) その他

8 所管事務調査

- (1) 小型焼却炉におけるダイオキシン等の調査結果について 【教育総務課】
- (2) 消防業務における新型コロナウイルス感染症対策について 【消防本部総務課】

9 その他

- 10 はまだ議会だより読者アンケートに寄せられた意見等への対応協議について
【Vol. 68 2月号】（委員間で協議）
- 11 地域井戸端会のテーマ設定について（委員間で協議）
- 12 行政視察レポートの作成について（委員間で協議）
- 13 取組課題について（委員間で協議）

【議事の経過】

[9 時 58 分 開議]

永見委員長

ただいまから総務文教委員会を開会する。出席委員は6名で定足数に達している。肥後委員から欠席届が出ている。
レジュメに沿って進める。

1 請願審査

(1) 請願第6号 浜田市立原井幼稚園跡地払い下げに関する請願について

永見委員長

本日は紹介議員である岡本議員に出席いただいている。委員から審査の参考とするため、紹介議員や執行部に確認しておきたいことがあるか。

佐々木委員

何度も請願書を読み込んだ。平成31年の新園舎に向けての検討委員会の話も少し出ており、原井幼稚園については既に売却を中心に検討するというので、統合幼稚園もこの4月には新しく発足されることもあって、建て替えは既にない状況にある。今回は請願者である浜田ひかり保育所の関係の方々から、ひかり保育所としての払い下げではなく、営利目的の不動産業者や宅地開発業者への払い下げより、公共性の高い社会福祉法人への払い下げが要望として出されている。議会に出されたものと同様の内容が執行部側にも出ているのか、出ているとすればどのように回答したのか聞きたい。

幼児教育担当課長

執行部側にも令和4年12月15日付で同様の請願書が提出されており、令和5年1月17日付けで回答している。回答の要旨としては、原井幼稚園跡地の活用方針については今後の検討となるが、今回の請願にもあった保育所などの公共性の高い団体への優先的な払い下げについても検討したいという旨を回答している。

佐々木委員

こういった正式な要望ではないかもしれないが、ほかの業界、企業、民間の方々から、払い下げになるならうちもというような話があるか。

幼児教育担当課長

社会福祉法人からの話は、ひかり保育所しか認識していない。それ以外の法人は数社話を聞いたことはあるが、請願や陳情という形ではない。

佐々木委員

その他の法人とはどのような業種か。

幼児教育担当課長

現状どういった認識を持っておられるか把握してないので細かな業種は申し上げにくいですが、一般的な営利企業とさせていただければよい。

西田委員

この社会福祉法人以外では民間の法人が何社かとのことだが、市の考えとしては、土地の払い下げに関しては金額的な面を中心に考えるのか、それとも公共性や教育性が高い民間の団体に払い下げを優先的に考えるのか。

幼児教育担当課長

市有地を売却するに当たっては、基本的に、まずは市の内部でほかに利用する余地がないかを検討する。その後で今おっしゃったような判断になってくるが、その判断は正直言ってケースバイケースだと考えている。今回のケースについてもまだ具体的に検討に入ったわけではないので、今後いろいろと内部で協議をしながら決定していくことになると思う。

三浦副委員長

紹介議員に請願の中身について伺いたい。広く社会福祉法人等の公共性の高い団体への払い下げを希望されるのか、それともひかり保育所に

岡本議員

対する払い下げを希望されるのか、請願の内容はどちらなのか。

希望するところは、ひかり保育所が手を挙げている。しかし、大きくは、実はこのたびの請願を出すに当たって、払い下げをとという手続きがそぐうかそぐわないかということで請願者と話をした流れの中に、原井小学校の跡地にプールが残っており、公共下水道の流末処理の、いわゆる分散化する中の一つの対象としていた土地だったが、最終的にはその計画が断念され、土地開発公社がこれを売却しようという動きがあり、地元の保育園が自分たちの保育所の建て替えということでお願いに行ったそうである。そうしたら、既にこれは住宅地で売る方向性が出ているので、保育所が手を挙げても売却対象にはならないのでお断りするという形があった。

そういうことから、今後市の公共施設が売却されるときにある程度の方向性を示していくのではないかと。そうすると自分たちが手を上げる可能性がないというところから、このたび原井幼稚園がなくなるなら、例えばほかの民間の方もおられる中で、同じ目的の保育所という位置づけでぜひ手を挙げたいというところから、払い下げをお願いしたいという希望が出てきた。

目的は中にも書いてあるが、地域のコミュニティ、例えば防災関係も意識しているが、自分たちは約500メートルの距離を移動をするわけだが、改築してやる費用負担が非常に大きいので、新たな土地を近くに求めたいというのが本意で、大きな目的は確かに公共性で皆に諮り、その中でほかの方もいらっしゃる中で私も手を挙げるという位置づけでよろしく願う。

佐々木委員

そもそもひかり保育所は、施設が狭いから他のところに移転したいのか、それとも施設が古いから他のところということなのか。いずれにせよ、現状の施設ではいろいろな事情があって保育所の運営が難しいという問題がそもそも根底にあるのか。

岡本議員

そもそも今の保育所は56年前の建物で、増築しようがとにかく法の傘下においては改修もできないところだから、新たなところを求めていくか、現地で改築するしかない。基準を満たさないものは今後使えなくなるという流れの中で、福祉法人としてはこのままどこかでこれをやらなければならない。今この機会だと思って捉えている。現状の建物が狭いということもあるが、遠くない時期に新たな建物を建てないと施設として使えないという立ち位置に立った計画である。

佐々木委員

少し前にも、場所は違うが同様の施設が、狭くて古くて、新しいところを求めて公の土地を借りて新しい施設を設定できないかといった要望があった。恐らく同様の保育所は存在すると感じて、ひかり保育所についても同じように早急な施設の新築、移転が必要不可欠だということがわかった。

三浦副委員長

担当課に聞くが、対象となっている土地の払い下げに当たって、用途を限定することはあるのか。

幼児教育担当課長

現状としては、以前の委員会で資料を出したように、売却する方針までは決まっているが、それ以上はまだ何も決まっていない状況である。

大谷委員

紹介議員に改めて請願趣旨を確認したい。現状として、敷地と施設に

困っているとのことだが、まずは公共性を優先した形での対応を取ってもらいたい、であれば、そのときには現状として保育園が困っているから、当然そのときには考えたいという意味で、まずは公共性を優先してほしいというところが本意であるということによろしいか。

岡本議員
大谷委員

まずは公共性が前提になるだろうと思っている。

担当課に伺う。浜田市の私立保育園の現状として、敷地の広さ等の面で一応基準は満たしているとは思いますが、実際はどうか。

幼児教育担当課長
大谷委員
幼児教育担当課長

ひかり保育所の園舎の面積という意味か。

一般的な現状として、どのような現状にあるか。

基本的に園舎の基準は各園が満たしている。その中で、ひかり保育所と同様に、建物が古くなっているので建て替えの話は複数の園から聞いており、その中で、同じように建て替えを検討したいが建て替える場所がないという話はよく聞いている。

芦谷委員

近接して、みなと子ども園、あおい保育園、ひかり保育所があるが、この3園の定数と現在の入園状況を伺う。

幼児教育担当課長

3月1日現在、ひかり保育所が定員90名に対して94名入所、あおい保育園が定員80名に対して70名入所、みなと子ども園が定員160名に対して入所が128名である。

三浦副委員長

こういった公共施設が建っていた土地等を売却する際に、公共性の担保は常に考えるものなのか。状況に応じて異なるものなのか。

総務部長

公共施設の跡地の処分については、基本的には個別に考えるが、先ほど課長が申したように、まずは公共的なものに使えないか考える。公共施設再配置実施計画でいくと、廃止した施設については処分するのが大前提ではあるが、場所やこれまでの利用から、公共施設としてということであればまずそれを考えたりする。ルールとしては大きな流れは一応あるが、最終的にはやはり個別に考える。

三浦副委員長

岡本議員に再度聞く。請願書に添付されている計画図は、何か対象とする土地を想定して考えられたものなのか。

岡本議員

この計画図は、この福祉法人の理事会に諮るために、口頭だけでは具体性もないことから図面を提出して皆の理解を得るためにつくった。キープラン、要は配置という考え方なので、皆に理解してもらう形で、実態をより明確にするために、計画がその面積に適合するか検討した、そういうプランでもあるので図面を提出した。

三浦副委員長
岡本議員

現地で建て替えた場合の計画の図面ということか。

そのとおりである。中心市街地なので、福祉法人としては土地の取得についてはある程度の費用がかかるという認識の中で、無駄なことはしたくないのでターゲットをそこに絞って皆に理解を求めた。

永見委員長

ほかに質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

では請願の採決に移るが、採決前に自由討議を行う必要があるか。

三浦副委員長

請願の中身や請願者の意図はわかったが、特定の法人に対して委員会でそれを促すような採択はしにくい印象がある。趣旨は十分理解する。市内での建て替えが難しい、保育所の必要性もあるので、それに対して行政のサポートを求めることは、もちろん私自身もお願いしたいと思う

が、この請願に対してどのような対応を委員会として取ればよいか、皆の意見を聞きたいがどうか。

永見委員長
大谷委員

皆の意見を伺いたい。

特定の法人からの請願ということではあるが、公共性を尊重した形での対応を取っていただきたい。本市にとってみても、住みたい、住んでよかったというキャッチフレーズで市民生活の向上を狙っているが、とりわけ幼児や高齢者の福祉にかかわる施設についてはある程度の広さが必要。そうしたことを勘案すると、公共性を重んじる観点でその方向性を示すことは議会としても問題ないと思うので、賛成の方向で考えている。

芦谷委員

この判断は大変重いが、請願の採択になると一定程度の縛りが出る。隣接する保育所等もあるし、ある程度フリーハンドの中で、執行部なり隣接の法人等ともしっかり協議していただいて方向性を出すということで、ここであえて請願に賛成するとそれを縛るので、反対したい。

西田委員

執行部や紹介議員の意見を聞いて、この請願の趣旨に対しては賛成だが、執行部が公共性を優先することもよいと思うが、公共性の高いほかの団体からの要望も水面下にある可能性があるなら、継続としてももう少し様子を見て判断したい。

佐々木委員

非常に悩んでいる。今のやり取りを聞いても採択、不採択は自分の中でまだ決められない。願意である公共性の高い社会福祉法人ということなので、介護保険施設はある程度介護保険計画に伴って進められているので、民間の老健施設などになるとまた別だろうが、そういう可能性も少ないと思う。先ほども、ほかからも新築移転の要望があるとの話があったので、ほかの公平性の問題や、総務部長からの説明では公共的なものをまずは考えるが、ルールとしては個別に考えていくとのことだったので、執行部の方向性も議会として見定めていかななくてはならないと思う。少し時間をかけて、執行部の方向性やほかの保育所の状況も含めて、継続にして考えさせてほしい。

三浦副委員長

委員の意見を再度伺って、継続審査がよいのではないかと思う。対象になっているひかり保育所の現状を伺い、地域にとっては大きな問題だと思うので、行政としても今後の近隣の土地の活用は考える必要があるのではないかと思うが、先ほど佐々木委員が言われた公平性の担保やほかの状況も、一方できちんと検討する必要があると思うので、それらを踏まえて土地の活用については委員会としても判断したほうがよいのではないかと感じた。

芦谷委員

私は執行部を縛るといって1点をもって反対と言ったが、いろいろな意見を聞いて、しっかり時間をかけて検討するということが継続を希望する。

西田委員

時間をかけて継続という声が多いが、現場サイドからすると何回も定例会議を通じて継続している場合ではないと思う。そういう意味では、ほかの団体が複数出ているそうだが、できるだけ早く協議してまとめてほしい。我々としては請願に賛成したい気持ちは持っている。今の時点では継続ということをお願いしたい。

永見委員長

お諮りする。継続審査を望まれる方は挙手をお願いします。

《 賛成者挙手 》

継続審査を望まれる委員が4名で、挙手多数のため、本請願は継続審査とすることと決した。

《 紹介議員退席 》

2 陳情審査

(1) 陳情第74号 人口減少について

永見委員長

審査の参考とするため、委員から執行部に確認したいことがあるか。
(「なし」という声あり)

(2) 陳情第76号 処分に係る明文化について

永見委員長

三浦副委員長

審査の参考とするため、委員から執行部に確認したいことがあるか。
処分に關する規定はあると思うが、明文化されているもの、されてないもの、どのような状況になっているか。

人事課長

一番の大元となると地方公務員法に明文化されている。その一部について、処分の効果については条例で定めることとされているため、処分の効果や手続きについては条例で定めている。条例については、国からこういった形の条例を定めてもらいたいという条例の例といったものがあり、どこの自治体もほぼ同じような形の条例を持っている。

佐々木委員

さらに下になると、内部の基準などになるが、懲戒処分をする場合は、一つの目安、標準的な例という形の基準がある。それと、公表する、しない場合の規定がある。主にはそういった形で構成されている。

陳情書は「県でも市でも、退職届が出ても処分が確定するまで上司や人事課が預かるという申し送りはあるが、これを明文化してほしい」という内容である。このほかにもたくさんの申し送りがあると思うが、ここだけ拾い上げて明文化することが、総務などを扱う部署としてどういう意味合いになるのか。それによって、何かしらほかとの関連性など、均等でないことになるとか、あるいは不都合が起きるのか。

人事課長

明文化するという事は、陳情者がおっしゃるとおり、担当者が変わることがあっても同じ運用をきちんと続けることができるという意味で効果が高い部分はあると思う。ただ、この内容については国に人事院規則というものがあり、辞職の申し出があったときは特に支障がない限り承認せよとされている。人事院規則は国家公務員を対象にしたものなので直接ではないが、そういうものがある。承認しないという支障がある場合については、明文化した規定は国にもないが、どういった場合を支障がある場合として留保するのかという見解が国から示されている。その中に、懲戒処分の可能性があるようなものについては一旦留保した上で判断すべきという見解が示されているので、地方公共団体が直接それに縛られることはないが、国の運用方法や考え方は随時参考にしていることから、浜田市においては特に明文の規定はないが、担当が変わっても考え方が変わることはないと思う。

佐々木委員

明文化しようがしまいが考え方が変わることはないということだと思うが、明文化することによって対外的な証明というか、表現が見て取れるというか、そういうことになりやすいので、特にシビアな問題につい

- ては明文化が対外的にもわかりやすいのではないかと思うがどうか。
- 人事課長 おっしゃるとおり、明文化されていると対外的な部分についてはわかりやすいと思う。先ほどの説明は、現状に対する浜田市の考え方であり、国から示された解釈を踏襲しながら運用している。
- 芦谷委員 一般論だが、いろいろ不都合があって急に本人が辞める場合があると思うが、退職に至ったこと的背景などはしっかり執行部として調査したり事情を聞いたりしているか。
- 人事課長 職員から退職の申し出があった場合は、ただ書類を出してもらって粛々と意思決定するだけではなく、退職願が出た段階で本人に事情や思いを聞くようにしている。
- 芦谷委員 職員は長の部下なので、ある程度裁量や温情などがあると思う。したがって、勧奨退職にするのか普通退職にするのかによって退職金も違うので、そういった面で長の判断はどの程度まで及ぶのか。
- 人事課長 基本的に退職願が出た場合については、承認するのが前提になっているので、もちろん引き止めの話をすることはあるが、承認しないことは通常は想定されない。
- 佐々木委員 この陳情で、退職届が出て処分が確定するまで上司や人事課が預かるというのは、処分される可能性がありそうなときの退職届については預かるという申し送りがあるというような事例ではないかと思う。処分が問われるような場合は当然、この申し送りにあるような、幾ら退職願が出て承認はしないということか。
- 人事課長 懲戒処分を受ける可能性がある状況の中で退職届が出た場合は、一旦留保し、懲戒処分の判断が出た後に承認する流れになる。
- 佐々木委員 こういった申し送りはあるが、今回は明文化ということだが、ほかの申し送りもいろいろある中で、ここだけ引き抜いて明文化することが運用上の支障を来すことにならないということでしょうか。
- 人事課長 この点だけ明文化することで、いろいろな運用や国に倣ってやっている部分とのバランスという意味ではやや崩れるかもしれないが、明文化することで何か不都合が生じたり、どこかとの不整合が出てくることはないと思っている。
- 西田委員 課長は明文化したほうがよいような言い方をされた。民間を含め、一般的に、組織の中でこういった事例があった場合、例えば中途半端な時期に突然役職のある方が辞表を出されたら、当然背景を聞かれたりする。とことん聞いた中での判断だと思うが、普通はもう少し時間をおいて判断すると思う。役職の状況によっては引き継ぎのこともあるだろうし、あまりに簡単すぎやしないかという気がしている。その人のためにも職場のためにも組織のためにも総合的な判断が必要だと思うが、あまりに判断が早すぎるところに違和感がある。
- 芦谷委員 退職届を預かりにして、調査して処分に至った例が浜田市にあったかなかったか。最近の例で、ほかの自治体でそういった例があったか。
- 人事課長 浜田市でそういった事例があったかなかったかは、これまでも似たような陳情が出ているが、これまでの回答と同じで、事例があったかなかったかということ自体もお答えするのは難しい。ほかの自治体でそういった事例があったかどうかについても、情報収集するのが難しいので承

知していない。

芦谷委員 浜田市の場合には、あったかなかったかも含めて、公表基準に該当しないから公表していないということか。

人事課長 公表基準そのものについては、懲戒処分した場合は基本的に公表するというものである。公表するという原則の中でも、関係者のプライバシーへの配慮などが必要な場合については公表しない場合というようなものなので、今質問されたことは少し、直接該当するものではないと考えている。

永見委員長 ほかに質疑はあるか。
(「なし」という声あり)

(3) 陳情第77号 選挙人名簿の閲覧及び写しについて

永見委員長 審査の参考とするため、委員から執行部に確認したいことがあるか。

大谷委員 選挙人名簿の情報について、実際に申請があった際にはどのような対応で、どこまでの情報を示しているか、確認のために伺う。

選挙管理委員会事務局長 政治活動のために閲覧等の申請があった場合には、確認方法や利用方法、管理体制等を確認した上で必要な場合には閲覧ができる。閲覧できる項目は、氏名、住所、生年月日、性別の4項目である。

芦谷委員 浜田市選挙管理委員会は、公職選挙法と関係法令に基づいてやっているということによろしいか。

選挙管理委員会事務局長 公職選挙法第28条の2で、政治活動を目的とした選挙人名簿の抄本について規定されており、必要な限度において閲覧させなければならないと規定されている。

西田委員 政治活動で閲覧する場合には、私も経験があるが、先ほど言われたような条件のもとに、閲覧する人物の運転免許証等の提示をして、目的もはっきりさせた中で、閲覧する人物が特定されるということで、厳しく制限されていると思うがどうか。

選挙管理委員会事務局長 申請に当たって、どなたが閲覧するか、来られた方の運転免許証の提示を求めている。

佐々木委員 悪用しようと思えばできるのではないかという内容の陳情だが、悪用を防ぐための縛りというか、全国的な対策のルールはどうなっているか。

選挙管理委員会事務局長 同じく公職選挙法第28条の2の中で、利用目的を達成するために閲覧等を行うことができるようになっており、当然、それ以外に利用したり、情報について適正な管理のために必要な措置を講じなければならないことも、公職選挙法に明記されている。

佐々木委員 必要な措置というのは何か、悪用した際の罰則などはどうなっているのか聞かせてほしい。

選挙管理委員会事務局長 公職選挙法に「閲覧事項取扱者による閲覧事項取扱者、政治団体閲覧事項取扱者又は承認法人による閲覧事項の漏えいの防止その他の閲覧事項の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない」と明記されている。罰則規定については同じく公職選挙法第236条の2に規定されており、違反等があった場合には6月以下の懲役または30万円以下の罰金に処すると規定されている。

佐々木委員 罰則はわかったが、必要な措置について具体的な話がなかったが、多

選挙管理委員会事務局長	分閲覧者の身分などをしっかり把握するという事なのか。市独自で悪用を防ぐための別の規制が何かしらできる可能性があるのか、必要性も含めて考えを伺いたい。
佐々木委員	閲覧の申請時に、閲覧事項、閲覧方法、管理体制等について記載してもらうこととしている。今のことも含めて公職選挙法に規定があるので、浜田市としてはそれに準じて行っている。
選挙管理委員会事務局 永見委員長	当然準じてやっているだろうが、市独自の新たな規制が必要かどうかということなので、その辺の考えがあるか。 現段階では浜田市独自のものはつくってない。 ほかに質疑はあるか。 (「なし」という声あり)

(4) 陳情第78号 まちづくりセンターについて

執行部報告事項

(3) 石見まちづくりセンター（仮称）長沢サブセンター建設整備計画に係る検討状況について

永見委員長	こちらは執行部報告事項に関連しているので、先に執行部からその説明をお願いします。
まちづくり社会教育課長	(以下、資料をもとに説明)
永見委員長	委員から質問や確認したいことがあるか。
芦谷委員	地元との折衝という説明があったが、地元とはどこのことか。町内会か、自治会か。
まちづくり社会教育課長	町内会長を集めての説明会や、長沢地区には住民でつくった公民館関係組織があるのでそちらにも話をした。また、石見地区全体の行政連絡員にも説明した。
芦谷委員	長沢サブセンターに係る地元には、ほぼ合意しているということか。
まちづくり社会教育課長	長沢町の地元住民からは陳情もいただいているし、説明会をする中で反対の意見は出ていない。
芦谷委員	陳情にある陶芸の里について経過が知りたい。
まちづくり社会教育課長	陶芸の里については6月定例会議のときに検討すると答弁し、改めて所有者に話を伺い現地を確認した。都市建設部の協力を得て建設費等も精査したが、確かに建物自体はしっかりしているが、建築年が平成元年で既に30年を超えている。まだ十分使える施設だとは思いますが改築は必要で、トイレが男女共用だし、浄化槽の改修経費もかかってくることと、交通の利便性といった地元の要望なども含め総合的に判断した結果、現在キヌヤと交渉している。
永見委員長	ほかに質疑はあるか。 (「なし」という声あり)
	陳情第78号まちづくりセンターについては終了する。これから陳情4件の採決に移るが、採決前に自由討議を行うべき案件があるか。
	(「なし」という声あり)
	では採決に入る。陳情への賛否と理由を述べてほしい。

○陳情第74号 人口減少について

継続審査を望まれる方は挙手をお願いします。

(「なし」という声あり)

反対の方や付すべき意見のある方は、挙手の上反対理由や意見をお願いします。

大谷委員

人口減少について思いを示してもらっている。確かにいろいろな面で考えていかなければいけないが、気持ちがわかるというだけではどうかと思う。採択した場合には所管事務調査等で追跡していく必要性もあろうと思う。何を示しているか明確には受け取れないため、賛成しかねる。

芦谷委員

大谷委員とほぼ一緒だが、今、市や国を挙げて人口増加を進めている段階である。こういった論があることも一面的には理解できるが、これを採択することは市政に水を差す。したがって、考えは考えとして受け入れるが、陳情には反対する。

佐々木委員

人口減少問題にはいろいろな考えがあって主張があるのは当然で、これも一つの表現だと思う。しかし先般の山崎史郎氏の講演などを聞くと、日本がこのままいくと消滅するような話で、今少子化対策を取らないと先がなくなるという非常に大きな問題だと聞くと、人口減少を止めないと浜田市だけでなく日本の将来について大きな問題になっていくのではないかと思っ、考え方は考え方として受け止めるが、流れを止めないような方策は今後も続けていくべきだということで反対を表明する。

三浦副委員長

人口減少によって何が問題になるのかは議論していかないといけないと思っ、陳情の中に書いてある意見に対して、例えばGDPの話や一人当たりのリソースが増えるとか、こういったものに関しては一概によいとは私は思っ、人口減少によってさまざまな課題が出てくるだろうと思っ、社会保障制度など今の社会の仕組みがそのルールの中で動いている以上、一つの自治体で解決できるものは少ないと思っ、人口減少に対して、それによって何をどう解決していくかは、技術の進歩をどう取り入れるかを当たり前に考えていかないといけない。今まで人が担っていたものをどう補っていくかはいろいろな手法で考えていかないといけない。ここに書かれている意見の中身については全て賛成ではないが、人口減少について何が問題かを具体的に示しながら検討することは当たり前にやっ、いかなければならないことだと思っ、この陳情については賛成したい。ただ、中身の意見に賛成するものではないことはこの場で申し上げておきたい。

永見委員長

陳情第74号について採決する。陳情を採択するものと決することに賛成の方の挙手を求める。

《 賛成者挙手 》

挙手少数により、本陳情は採択しないものと決した。

○陳情第76号 処分に係る明文化について

継続審査を望まれる方は挙手をお願いします。

(「なし」という声あり)

反対の方や付すべき意見のある方は、挙手の上反対理由や意見をお願いします。

芦谷委員

非常に微妙な問題で、執行部も庁を挙げて一生懸命やっている。公表基準あるいは懲戒処分基準なども明文化されている。したがって、この陳情にあるような、ここまでの明文化を求めることについては反対する。

大谷委員

国の基準にも沿って対応できているとのことなので、ここまで具体的な市の対応をする必要性は薄いため反対する。

永見委員長

陳情第76号について採決する。陳情を採択するものと決することに賛成の方の挙手を求める。

《 賛成者挙手 》

挙手多数により、本陳情は採択するものと決した。

○陳情第77号 選挙人名簿の閲覧及び写しについて

継続審査を望まれる方は挙手をお願いします。

(「なし」という声あり)

反対の方や付すべき意見のある方は、挙手の上反対理由や意見をお願いします。

西田委員

先ほどの質疑の中で、閲覧者は限定されているし、閲覧する人の個人的な情報も明示されている。何においても悪用する人が増えればどこかにつけ入る隙間ができるだろうからその辺は考えないといけないが、現時点では適正にされていると思う。したがってこの陳情については反対である。

芦谷委員

公職選挙法等にのっとって適正にされている。なお、国民の知る権利や情報公開、選挙の適正な執行なども必要だが、現在は適正にされている。この件は陳情にふさわしくないため反対する。

佐々木委員

国の基準に従って対応されている。今のところ市独自の対策も特に必要ないという答えだったので、陳情に反対する。

大谷委員

国の法律に基づいて対応できていること、選挙人名簿の閲覧についても、選挙人がどのような人か最低限の情報として必要だと考えるので、この陳情には賛成しかねるため反対する。

三浦副委員長

使い方に対する指摘だと思う。国でも選挙人名簿の閲覧制度については議論もされている。陳情が出たことで私もさかのぼって見たが、そのような指摘は同様にされていることを確認した。しかし、それに対応するように国でも議論されているし、それに従って市でも対応しているとのことなので、課題は理解しつつも現行制度のままで、閲覧の仕方だと思うので、この後も十分注意してやってほしい。我々利用する側もしっかり認識しないといけないと思う。このようなことから、この陳情については反対したい。

永見委員長

陳情第77号について採決する。陳情を採択するものと決することに賛成の方の挙手を求める。

《 賛成者挙手 》

挙手なしにより、本陳情は採択しないものと決した。

○陳情第78号 まちづくりセンターについて

継続審査を望まれる方は挙手をお願いします。

(「なし」という声あり)

西田委員	反対の方や付すべき意見のある方は、挙手の上反対理由や意見をお願いする。
佐々木委員	キヌヤで事業計画が具体的に進んでいるので、この件に関しては反対である。
芦谷委員	既にキヌヤの敷地で事業が進んでいて、地元の方々もここが適地ということで要望されているので、反対する。
大谷委員	市の長年の懸案事業である。決まったことが二転三転するのはあまり好ましくないが、しかしそれはよりよい方向に変わると理解している。加えて地元の合意もでき上がっているとのことなので、費用対効果という陳情者の指摘は理解するが、市の執行部が成熟しているため反対する。
三浦副委員長 永見委員長	これまでの指摘の中で再検討もされ、地元の意向も踏まえて事業が進行中である。事業費が膨らんだことはあるが、利便性を考慮し駐車場等も増やした結果と理解するので、反対する。 総合的に判断したという執行部の方針を支持したいので反対する。 陳情第78号について採決する。陳情を採択するものと決することに賛成の方の挙手を求める。

《 賛成者挙手 》

挙手なしにより、本陳情は採択しないものと決した。ここで暫時休憩する。

〔 11時 23分 休憩 〕

〔 11時 35分 再開 〕

3 議案第2号 浜田市ケーブルテレビ施設条例及び浜田市ケーブルテレビ施設分担金徴収条例を廃止する条例について

永見委員長 三隅防災自治課長 永見委員長 西田委員	執行部から補足説明があるか。 (以下、資料をもとに説明) 委員から質疑はあるか。
三隅防災自治課長	閉局後の業務対応の中で、総務省へのケーブルテレビ閉局に係る手続きがもろもろあるとのことだが、何らかの予算的な措置が必要なものはあるか。
永見委員長	「ひゃこるネットみすみ事業」で予算計上している。主な予算の中身としては、局舎に職員を残すので会計年度任用職員の人件費、主なところで言うとメールサーバーが1年の転送期間を設けるのでメールサーバーの管理費、局舎の維持管理料などを計上している。 ほかに質疑はあるか。 (「なし」という声あり)

4 議案第3号 浜田市まちなか交流プラザ条例の制定について

永見委員長	執行部から補足説明はあるか。 (「なし」という声あり) 委員から質疑があるか。
大谷委員	飲食がいけないという話だったと思うが、1階に自販機などは設置しないということによろしいか。

<p>定住関係人口推進課長 大谷委員</p>	<p>私どもが賃借する部分においては自動販売機を設置する予定はない。 委員会視察に出かけて、にぎわい創出ということでいろいろな施設を見た中で言うと、そこで滞留しやすいように自動でコーヒーを入れてくれる機械などが置いてある。そこで座って飲むことによってほかの方との接触の機会が増えるので、そこでコミュニケーションが増して関係性が増える。人と人とをつなげる一つのツールとしては非常に有効だと思うが、そういうものが本当になくてよいのか。</p>
<p>定住関係人口推進課長 大谷委員</p>	<p>私も同じ意見で、コミュニケーションを取るときにお茶やコーヒーがあると人がより集まりやすく、交流しやすくなるのではないかと考えている。その点に関しては旧福屋浜田店の花屋が入っていた部分がある。我々が賃借する所の向かって右側のスペースに商工会議所が飲食店を誘致したいということで動いている。また、飲食のスペースとしては、2階の、以前飲食店が入っていた部分を食事ができるようなフリースペースとして提供すると聞いている。</p>
<p>大谷委員</p>	<p>1階に設置されるセミナールームで飲食を控えることは理解できるが、それ以外の、窓際でちょっとした仕事ができるようなスペースなどは、視察に行った延岡市で視察した施設を例に見ても、手元に飲み物を置いて仕事をしている。なごみながらも仕事ができるという意味があるので、そこまで規制しなくてもよいのではないかと思うがどうか。</p>
<p>定住関係人口推進課長</p>	<p>飲み物は可で、食事は禁止とする予定である。1階の交流プラザ内においても、アルコール以外の飲み物は取ってもらえるようにしようと考えている。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>第9条、使用料の減免ということで、「市長は、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。」という条項だが、どういうケースに減免が可能なのか。</p>
<p>定住関係人口推進課長</p>	<p>減免の適用事項については今後規則の中で定めることとしているが、基本的には交流プラザの設置の目的に該当する事業と考えている。具体的には、これまで委員に資料として示してきた事業が五つあるが、その五つの事業に該当するものなどである。</p>
<p>芦谷委員</p>	<p>この種の集いの場の例から見ると、なかなか運用が大変だろうと心配している。ぜひ成功してほしいが、条例が、規制や原状回復、損害賠償、使用禁止、制限といった規制条例である。問題は、施設を運用しながら現状を改善していく、利用者なり関係者の意見を聞いて、柔軟に変えていくことが必要だと思うが、この条例ではそれが見えない。運用の細目なり規則をつくって、柔軟に、幅広く門戸を広げて利用できるようにするのか、考えを伺う。</p>
<p>定住関係人口推進課長</p>	<p>ご指摘のとおり、条例上は制約の部分が非常に強く出ていると感じているが、公が設置する施設となるため一定のルールは必要と考えている。また運用する中で見直す部分があったときは、利用者の意見等も伺いながら検討していきたい。</p>
<p>芦谷委員</p>	<p>運用委員会や運営委員会などの組織をつくり、関係者を広く集めて、定期的に関催しながら柔軟に見直すということでよいか。</p>
<p>定住関係人口推進課長</p>	<p>運用に関しては、活用体制として、関係団体で構成するはまだ未来ネットワークを今回組織しようと思っているので、その中でも運用について</p>

芦谷委員	ご意見を聞くこと、それから利用者からのアンケート調査も実施したいと思うので、利用者の意見が反映できるように努める。
大谷委員	必ず微修正が出る。したがって、あった場合には臨機応変に対応されるよう要望する。
定住関係人口推進課長	やる以上は成功してほしいわけで、利用者の声を聞いてよくしていくという趣旨の発言だったが、先ほど出たアンケート調査はどのレベルまで共有する予定か。
大谷委員	公表のレベルというところまでは想定していなかったが、無記名で実施するので、公表すべき部分があれば公表していきたい。
定住関係人口推進課長	表に公開するというのではなくて、共有、具体的に言えば課長も見られるかということである。
永見委員長	実際にアンケート等の集約をしていただくのは運用をお願いする中間支援組織に依頼することになると思うが、もちろん私も定期的に拝見する。ほかに質疑はあるか。 (「なし」という声あり)

5 議案第10号 小国辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

永見委員長	執行部から補足説明はあるか。
政策企画課長	(以下、資料をもとに説明)
永見委員長	委員から質疑があるか。
大谷委員	概要にある辺地度点数について、意味合いや算定方法のあらましを聞きたい。
政策企画課長	辺地度点数は、辺地の中心から駅または停留所、各種学校や医療機関等までの距離などに基づいて算定される点数になる。この点数が100点以上であるところが政令に定める辺地の要件に該当するところである。
大谷委員	100点以上なので該当することはわかったが、プラス16点とはどの程度なのか。もっと辺地度が高いとどのくらいの点数になるのか。イメージが湧きにくいのでもう少し説明をお願いする。
政策企画課長	辺地のエリアは資料に記載のとおりだが、毎年1月くらいに、計画を有する2辺地、計画を有しない6辺地、この8辺地について定期的に調査を行っている。100点を超える辺地度点数がないと、いわゆる辺地に該当しないことから、この調査を行っているが、小国辺地については116点、例えば計画を要するところであれば美又辺地が120点、弥栄のふるさと体験村の関係で弥畝辺地も計画を策定したが、ここは141点。今は毎年調査を行っているが、いずれの辺地についても100点を上回っている。それだけ地域の条件がほかの地域に比べてよくないということを示す点数となっている。
大谷委員	ということは、中心地からの距離が一番遠いところが辺地度が高いという認識でよいか。
政策企画課長	辺地それぞれに辺地の中心点を設け、この中心点から辺地内にある主だった施設がどれだけ離れているか、どれだけ皆が不便に思っているかという点数を示すものと思っただきたい。
大谷委員	辺地の中心点はどのように決めるものなのか。
政策企画課長	総合整備計画書にあるとおり、辺地エリアの中心ということで、市で

大谷委員
政策企画課長
永見委員長

策定している。
中心点を決める方法は何か。
単純に言うと、距離的なもので中心点を定める。
ほかに質疑はあるか。
(「なし」という声あり)

6 同意第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

永見委員長

執行部から補足説明はあるか。
(「なし」という声あり)
委員から質疑はあるか。
(「なし」という声あり)
ここで暫時休憩する。

[11時 57分 休憩]

[12時 58分 再開]

永見委員長
政策企画課長

委員会を再開する。先ほどの説明について執行部から訂正の申し出があったためお願いする。

先ほど審議いただいた議案第10号、小国辺地の総合整備計画の策定について、大谷委員から辺地の中心についての考えを質問いただいた際に誤った説明をしたので、お詫びと併せて補足の説明をしたい。

まず、辺地の中心点は、固定資産台帳に登録された宅地の3.3平方キロメートル当たりの価格が最高の地点となる。先ほど距離的なものと申し上げたが、これは誤りである。

なお、補足説明として、辺地度点数の積み上げについてだが、例えば中心から学校がどれくらい離れているか、小学校で言えば最寄りの波佐小学校がどの程度離れているか、中学校、高校、医療機関は波佐診療所だが、そこまでどれくらい離れているか、郵便局はどうか、こういったものを全て積み上げて、辺地度点数116点となっている。

永見委員長
大谷委員
政策企画課長

今の説明でよろしいか。
距離とは、直線距離か、道のりとしての距離か。
距離については徒歩の場合の距離と公共交通機関を利用した場合の距離があるが、徒歩の場合はそのままの距離になり、公共交通機関の距離については、直線距離ではなく、その機関が走る道のりの距離になる。

永見委員長

ほかに質疑はあるか。
(「なし」という声あり)
ではこの項目については終わる。

7 執行部報告事項

(1) 浜田市過疎地域持続的発展計画の変更について

永見委員長
政策企画課長
永見委員長

執行部から補足説明はあるか。
(以下、資料をもとに説明)
委員から質疑はあるか。
(「なし」という声あり)

(2) 第2回地域の日に係る意見等について

永見委員長

執行部から補足説明はあるか。

(「なし」という声あり)

三浦副委員長

委員から質疑はあるか。

地域活動支援課長

それぞれの地域でどのような意見が出たか、参考までに聞きたい。

いただいた意見については、表の意見・要望の概要の欄に記載しているのが主なものである。浜田地域では漁業者、船団維持に関する支援拡充に関する要望や、お魚市場の土曜営業の可能性に関する意見交換が行われた。漁業者、船団維持については大変重要なので引き続き支援していくことと、お魚市場の土曜営業については利用者からも要望があることから引き続き検討を行っていくこととした。

弥栄については、自然、食べ物を生かした関係人口増加に関する提言と、イベント等に関する地域の魅力発信に関する提言が行われた。作成されたY o u T u b e の拡散の協力が要望としてあり、観光協会とのつなぎを行い、当初の再生目標回数が千回だったところ、これを超えて今は目標を2千回に変えたと聞いている。

金城は2か所訪問している。1件目はT C 浜田農場株式会社で、これまでの取組と今後の展望に関する意見交換や、T C 浜田農場から見た浜田市の施策に関する意見交換が行われた。T C 浜田農場にはこれまでも支援を行っていることもあり、引き続き同様に支援を行っていくことや、浜田市の施策全般にいただいた意見は今後の参考にしたい。

株式会社ベリーネについては、営農や新たな事業展開に関する意見交換や、来訪者の拡大に向けた仕組みづくりに関する意見交換が行われた。新たな事業展開に当たっては、指導者の紹介等、つなぎの部分を行ったと聞いている。

三隅地区も2か所訪問している。1件目が道の駅ゆうひパーク三隅の指定管理者と楓ジェラートで、楓ジェラートで意見交換と施設を見せていただいた。意見については、ゆうひパーク三隅の駐車場の整備・拡張に関する要望と、新商品開発の財政的支援に関するもので、駐車場の台数が少ないという声が以前からあったので、整備・拡張の要望を国交省に行った。新商品の開発に関しては産業振興機構が担当する補助制度を紹介するなどのつなぎを行った。

三隅の2か所目、株式会社浜田メイプル牧場は、牧草用地の確保に関する協力依頼がなされ、市からはふるさと寄附の返礼品の提供に関する協力依頼を行った。牧草用地の確保は事業者が行うものだが、市ができる協力に関して意見交換を行ったことと、ふるさと寄附の返礼品の取扱いについては松永牧場のブランドがあるので、取扱いを増やすことで浜田市の返礼品の価値をこれまで以上に上げたいという考えを示した。

旭地域では旭温泉の入込客数の増加に向けた取組について意見交換を行った。これまでも行っている支援を同様に行っていくことと、周辺施設である運動公園やまんてんの利用者に温泉のP Rを行うなどのつなぎを行った。

永見委員長

ほかに質疑はあるか。

芦谷委員

地域の日の発案者は誰か。

地域活動支援課長 芦谷委員	私も正しく承知していないが、市長からの発案と聞いている。 地域の日を今から全市にやろうと思えばものすごく手間がかかる。今からの地域の日のありようを、産業系に加えて市民生活の分野も含めてやる構えなのか、ただこれはここだけやってしまっておくのか。今後の方向性についてはどうか。
地域活動支援課長	地域の日についてはそれぞれテーマを決めてやることにしており、今年度については若者対策と各地域の企業訪問を行った。来年度については、今後どういったテーマで行うか検討する予定である。特に産業をテーマに決めているわけではない。市の施策全般の中から選ぶことにしている。
芦谷委員	一般の陳情と地域の日に出た案件については、市政運営上どちらが重いのか。
地域活動支援課長	いただいた意見はどれも重要であり、差があるとは捉えていない。どちらも真摯な対応で、今後どのように進めていくかを検討して回答している。
永見委員長	ほかに質疑はあるか。 (「なし」という声あり)

(3) 石見まちづくりセンター（仮称）長沢サブセンター建設整備計画に係る検討状況について

永見委員長 | こちらは陳情審査において説明があったので次に進める。

(4) 弥栄サービスステーションの支援の状況について

永見委員長	執行部から補足説明はあるか。
弥栄防災自治課長	(以下、資料をもとに説明)
永見委員長	委員から質疑はあるか。
西田委員	会員の特典として、弥栄町内の施設と連携した新たなものを、地元を含めて考えたらよいのではないか。
弥栄支所長	基本的には違う団体なので、今から連携してまちづくりも考えて努めていきたい。
永見委員長	ほかに質疑はあるか。 (「なし」という声あり)

(5) 学校給食費の改定について

永見委員長 教育総務課長	執行部から補足説明はあるか。 12月9日の総務文教委員会で学校給食審議会の答申を報告した。今回の改定内容としては、答申と同じ9%の引き上げとなっている。続いて、答申を受けた後に各地域の学校給食センター運営委員会等で意見を伺うという話もしたが、改定案に反対意見はなかった。
永見委員長 芦谷委員	委員から質疑はあるか。 今の物価高騰のために、給食費だけで賄うシステムが給食内容にまで影響しないかを心配する。ほかの自治体では、この際公会計に入れ込む事例も出ているが、物価高騰に関して影響はあるか。
教育総務課長	物価高騰対策としては物価の高騰に基づいて適正な食材費を賄うため

に給食費の改定をするということで、それが9%の引き上げになる。9%はかなりのアップ率なので、当初予算にも計上しているように、激変緩和措置を講じる形で対応したい。

永見委員長

ほかに質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

(6) 令和4年度島根県学力調査結果(概要)について

永見委員長

執行部から補足説明はあるか。

(「なし」という声あり)

委員から質疑はあるか。

大谷委員

全国との比較も入れてもらって、より実態が見えてきてよかった。分析に「問題終盤になると無回答率が増加している」という記載が、ほぼ全ての学年に出てくる。これをどのように捉え、どう対応するのか。

学力向上推進室長

全国の学力調査の問題と県の学力調査の問題では若干傾向が違っている。全国学力調査は思考力等を問うのが中心の問題だが、県の学力調査は前半に基礎的な問題が結構出てきて、全国の調査と比べて非常に問題数が多い。5年生の算数で計算したところ、1問につき80秒くらいで解かないと最後までいかないような過酷なテストだったと言える。

一つは、問題を読んでそれを解くスピードの問題がある。それで最後まで行き着けなかった。途中で記述問題等も出てくるが、そこについて筋道を立てて説明していく力が欠けていたと思っている。各学校には授業時間の中で、子どもに少し負荷をかける状況、ゆっくりではなくスピードを出しながら問題に当たっていくことに取り組んでもらいたい、記述問題については条件に沿いながら書いていく授業を行ってほしいと伝えている。一番の課題は、限られた時間内で問われている状況に応じながら論理的に思考して、それを表現していく力が欠けていることだと思っている。

大谷委員

一般的な答えだったと思う。要は勉強量が足りない、習慣化できていないということではないかと思う。その状況は各学校でどのような対応をしているかが肝心ではないか。改善に向けて各学校はどのような分析をしているか。

学力向上推進室長

各学校で分析してもらおうようお願いしている。各学年の平均正答率だけではなく、例えば6年生であれば5年生、6年生の経年を見ていく。中学2年については小学校5年生のときからの経年についても追跡して見てほしいとお願いしている。学校によって平均正答率が違うので、分布を見て必要な対策を講じてほしいとお願いしている。

今年度末での分析報告は求めているが、新年度に各学校へ授業改善の学校訪問をすることになっている。その中で各学校の状況と、令和5年度の授業改善にどのように取り組んでいくか、学力向上対策についてどうするのか、ヒアリングと意見交換を予定している。

大谷委員

各学校でヒアリングして状況確認をよろしく願います。いずれにしても、細かく見てどこを直せば上がるかを、しっかり現場に促してほしい。とりわけ、こういう結果というのは進路の幅を縮めるので、そういった意味では非常に大事なもので、その重要性もしっかりと認識しながら

分析を進めてほしい。

三浦副委員長

今後の対応について、全ての小中学校への訪問指導を複数回実施するとあるが、現在は行われていないのか、行われているとすれば何回で、それが今後増えるのか。

学力向上推進室長

各学校については年2回以上と義務づけている。そのうち1回は必ず、今年度の場合は算数、数学の授業を入れてもらう。もう1回については任意の教科でよい。学校によっては3回4回、我々の訪問指導を受ける学校もある。最低2回ということをやっている。

三浦副委員長

では、これまでの対応の回数は変わらない、その内容を指導して、最低2回のうちの1回はそういう指導をするのか。

学力向上推進室長

そのとおりである。

三浦副委員長

I C Tを活用した授業改善指定校だが、好事例を授業実践例として公開することの継続と、活用のあり方を各学校に広げるとあるが、新しい取組はそう簡単に広がらないと思う。そこをどうするかが課題だと思うがどうか。

学力向上推進室長

おっしゃるとおり、我々も材料を集めるのが大変である。今年度の途中まではA4の1枚で詳しいものを載せていた。今年度は指定校に報告のときをお願いしたが、A4半分くらいの文章量でよいので、どういう機械をどの教科でどのように使ったかわかる簡易なものを出すようにと言っている。数を増やすことで、先生たちが、この授業ではどんな実践ができるか検索しやすい状況をつくっていききたい。あわせて、文部科学省やいろいろな自治体がいちいち実践例をホームページに掲載しているので、主なものを各学校へ情報提供するようにしている。

三浦副委員長

現場の先生方がそういう事例を知らないから広がらないのか。どこに広がらない理由があるのか。事例がわからない、使い方がわからないから事例をたくさん教えてほしいという実態があれば、できるだけ検索しやすい形で情報を集め、それを提供していく取組は非常に効果的だと思うが、広がらない理由はそこにあるのか。

学力向上推進室長

おっしゃる要因もあると思う。もう一つは先生たちの忙しさで、教科の教材研究をした上でI C Tをどうやって生かしていこうかという研究もしなければいけない。ふだんの教材研究よりも少し負荷がかかるので、なかなか取り組みにくい、二の足を踏んでしまうところがあると思う。もう一つは、今年度までは我々もいろいろな規制をかけず、とにかく活用してくれと勧めていたが、2年目が終わる段階で、浜田市の子どもたちに、先生の取組によって差が出ては困る、同じ状況で小学校6年生が中学校に入学していく形でない、子どもたちにとって不公平感があるので、情報活用能力育成チェックリストを作成し、先生方に今年度配っている。これについて、例えば小学校6年生であればどのあたりまでの力をつけていかなければいけないのかを見て、今年度の自分の振り返りにしてほしい、来年度以降はそこに全ての先生が向かってほしい、そういう方向性を示した。そこをしないではいけないという先生方の意識づけを図りたいと考えてそのような対応を行った。

永見委員長

ほかに質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

(7) 損害賠償請求訴訟の経過について

永見委員長
通信指令課長

執行部から補足説明はあるか。
ほかの自治体の損害賠償訴訟と併合されたのは、それぞれの裁判の争点が重なり合っていると裁判所が判断したためである。現在の状況としては、松江地方裁判所で引き続き審議中であること、13回目の弁論準備手続きは令和5年3月13日に行われる予定であると顧問弁護士から報告を受けている。

永見委員長

委員から質疑はあるか。
(「なし」という声あり)

(8) その他

永見委員長

執行部から報告事項7件について、全員協議会へ提出し説明すべきものを決定するため、まず執行部の意向を確認したい。

総務課長

(3)、(5)、(7)の3件としたい。

永見委員長

執行部の意向どおりとしてよろしいか。
(「異議なし」という声あり)
ではそのようにお願いします。

8 所管事務調査

(1) 小型焼却炉におけるダイオキシン等の調査結果について

永見委員長
教育総務課長
大谷委員

教育総務課長。
(以下、資料をもとに説明)

基準以下ということで安心した。ダイオキシン調査のサンプルの取り方は、どういうところのものをどの程度取っているか。

教育総務課長

炉の中や、ダイオキシンが発生して付着していると思われるところのサンプルを取って調査した。

永見委員長

ほかに質疑はあるか。
(「なし」という声あり)

(2) 消防業務における新型コロナウイルス感染症対策について

永見委員長
消防総務課長
永見委員長
佐々木委員

消防総務課長。
(以下、資料をもとに説明)

委員から質疑はあるか。

丁寧に報告していただき、実態がよくわかった。所要時間について、抗原検査は病院に着いてからだと思うが、令和4年に極端に増えているのは、それだけコロナ感染が疑われる患者を運んだということか。

消防総務課長

確かにコロナ感染者数は増えている。やる、やらないは、発熱している患者はもちろんだが、病院自体が必要を感じる場合は病院でも簡単な検査を行うようになり、増えていると思う。

佐々木委員

救急消耗品の購入で、令和2年に124万円の追加補正があり、156万円で防護衣やマスクを購入しているが、令和3年、4年については令和2年のような金額ではないが、これは令和2年にまとめて購入したということか。

消防総務課長

令和3年から新型感染症等に対処するための備蓄品の継続的な購入につ

いて予算計上して、令和3年、4年、5年は予算を確保して現在も運用している。

佐々木委員
消防総務課長
佐々木委員

ということは、備蓄品の予算として別枠で確保したのか。
常備で、いつも購入することになっている。

救急車内の消毒回数が、令和4年に急に増えている。消毒人員が足りないので非番の職員にも出してもらっているということだったが、それだけ疑わしい患者を運んだということか。

消防総務課長

確かに感染者数の増加に伴って221件となっている。また、非番の呼び出し等もあるが、最初は救急車内を全部消毒していたが、医療センターの感染症の認定看護師と協議し、昨年12月1日から消毒のやり方を変えている。簡易的な消毒にしても大丈夫ということだったので、患者が触った所や救急隊が触った備品等を中心に、消毒時間も前は30分以上かかっていたところを10分から15分程度に短縮でき、221件の中にもそういったところを含んでおり、現在もそのように対応している。これからは、出動した救急隊員のみで消毒するというのを、併せて医療センターと協議して簡易的な消毒になっている。それによって非番の呼び出しは現在行っていない。

佐々木委員

予算も消耗品等で増えて、先ほどの説明で少し気になったのが、潤沢とは言えないがなるべく節約しながらという話だった。消防職員が、自分が感染しないように常に心配しながら救急業務に当たっているのも、防護服やマスクといった必要な対策には節約意識を和らげてやってもらったほうが、市民の安全安心のためにも、消防職員が感染のもとにならないためにも必要な経費だと思うので、なるべく万全の態勢で臨んでほしい。

消防総務課長

確かに節約し過ぎて肝心の感染対策が不十分になることは決してあってはならない。できる限りしっかりした感染対策で今後もやっていく。

永見委員長

ほかに質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

9 その他

永見委員長

執行部から何かあるか。

(「なし」という声あり)

委員から何かあるか。

(「なし」という声あり)

では執行部はここで退席されて構わない。暫時休憩とする。

[13時 55分 休憩]

[14時 05分 再開]

永見委員長

委員会を再開する。続いて議案4件の採決に移る。採決前に自由討議を行う案件があるか。

(「なし」という声あり)

これより執行部提出議案4件について採決を行う。

○議案第2号 浜田市ケーブルテレビ施設条例及び浜田市ケーブルテレビ施設分担金徴収条例を廃止する条例について

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

○議案第3号 浜田市まちなか交流プラザ条例の制定について

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

○議案第10号 小国辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

○同意第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

本案は原案のとおり同意すべきものと決することにご異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり同意すべきものと決した。

以上で総務文教委員会に付託された議案審査は終了する。委員長報告については正副委員長に一任ということでよろしいか。

(「異議なし」という声あり)

では3月17日の表決までにタブレットに入れておくので確認をお願いします。

ここで委員に伺う。当委員会で採択した陳情の中で、所管事務調査を行うなど今後の執行部の対応を注視していきたいものがあれば申し出てほしい。

(「なし」という声あり)

では次に進む。

10 はまだ議会だより読者アンケートに寄せられた意見等への対応協議について

【Vol. 68 2月号】(委員間で協議)

永見委員長

議会広報広聴委員会委員長から依頼があった。議会広報広聴委員会への提出期限が3月13日となっている。委員会の協議により回答内容を決定したい。配付した資料をご覧の上、意見をお願いします。読者アンケートに寄せられた意見は4項目ある。まず1番の少子化対策について、順番に意見をお願いします。

佐々木委員

浜田市の少子化対策は日本でもトップクラスということがあって、一つは不妊治療が保険適用になってその他の費用に市の支援がある点や、出産時の祝い金として1子と2子が5万円だったと思うが、3子以降は30万円だとか、保育に関するいろいろな支援など、先般、市長が自民党参議

院の総務部会か何かに呼ばれて支援策を披露したくらい、内容としてはかなり充実していると思うので、そのあたりを紹介することが、まずは答えになるのではないかと思う。

西田委員

執行部も議会も含めて、市として少子化対策にはいろいろ手を打っている現実はあるが、なかなか結果が見えてこないのも現実である。佐々木委員が言われたように具体的な対策も打ってきていることを、幾らかの例を明記しながら、今後も市民のアイデアを含めて、皆で一緒に考えていきたいというような感じかなと思う。

大谷委員

先ほど指摘があったように、対策例を紹介しながら、さらなる策を検討していくといった趣旨になろうかと思う。

芦谷委員

出産や妊娠にとどまらず、若い人が元気で、結婚したくなる、子どもをつくりたくなるような経済面の整備が必要だと言われている。したがって、そういったことを進めるということを経営部に申し伝えるということで、単なる出産に関わる支援にとどまらず、それを越えた支援策が必要だと申し添えたい。

三浦副委員長

皆と同じで、委員会でもこの意見をされた方と同様の認識を持っていることと、少子化対策は本当に総合的に考えていかないといけないと思うので、一部福祉環境委員会の所管に入ると思うが、総務文教委員会が所管するUIターン施策なども含めて考えていきたいという旨で返事をしたらどうか。

永見委員長

浜田市としての少子化対策を明記しながら、経済や福祉の面も含めて回答するというところでよろしいか。

(「異議なし」という声あり)

ではそのようにさせていただく。2番について皆の意見を伺いたい。

大谷委員

カメラインターホン設置助成ということだが、確かに画像が残ればいろいろな意味で防犯対策になるし、あればよいとは思いますが、助成まではまだ、現状認識が十分にできていないので、踏み切る状態にあるかどうかは調べてみないとわからないというのが現状である。

芦谷委員

カメラインターホンの設置までは難しいと思う。ただ、協働のまちづくりにまで話が及んで申し訳ないが、もっと自助、共助の部分で、隣近所に社会的弱者がいれば支え合うという文化を醸成しながら、いきなりカメラインターホンを設置するだけで解決するとは思えないので、ぜひ地域の支え合い、助け合いをつくることも併せて執行部に求めたい。

佐々木委員

カメラインターホンが高齢者を守ることに本当に有効なのかがわからないので、今後希望が多いようなら検討しなければならないとは思いますが、とりあえず有効性や要望などを研究していくようなイメージかなと思う。

西田委員

カメラインターホンの助成となると、一定のニーズがなければと思うので、もう少し現状調査が必要だと思う。その結果によって前向きに考えたい。

三浦副委員長

防犯対策の必要性はあると思う。先ほど芦谷委員がおっしゃったように、自助、共助などによる取組をまずは推進することだと思うが、それではなかなか足りないという部分も増えていくということも予見されるので、提案内容も含めて今後も防犯のあり方を研究していくというような返答ではどうか。

永見委員長

私も、副委員長が言われたように、防犯対策について現状認識して対応を検討していく形がよいのではないかと考える。

2番については、今出た意見をまとめたい。現場認識を確認し、カメラインターホンの設置の有効性についても今後検討し、地域の支え合いや助け合いを含めた取組が必要だという形で回答しようと思うがどうか。

(「異議なし」という声あり)

ではそのようにまとめる。次に3番について意見を伺いたい。

佐々木委員

当たり前の内容だと思う。ガードレールも必要があれば順次設置すべきだし、防犯カメラも必要であれば設置する。その判断は市で決めることだと思うが、基本的に設置は進めていくべきだと思う。

西田委員

積極的に進めるべきだと思う。

大谷委員

当然安全対策は講じていく必要があると思う。特に国県市と情報連携する過程の中で、地域の声も集約する中で、こうしたことができるように推進していくような方向性だと思っている。

芦谷委員

必要なので、これはぜひ執行部に、まずはガードレールや防犯カメラの点検をしてもらい、そして設置まで促す。そうした強い要請をしてはどうかと思う。

三浦副委員長

執行部でもこういったガードレールの設置やカーブミラー、防犯カメラの設置に取り組んでいると思うが、緊急性を考慮しつつ限られた予算の中でしっかりやってもらうように議会からも求めていきたいというように回答してはどうか。

永見委員長

安全対策について議会からも執行部に求めていくという形で回答してよろしいか。

(「異議なし」という声あり)

ではそのようにさせていただく。では最後の意見について意見を伺いたい。

大谷委員

ATMがなくなったことと車がない人が不便だというところが、まだ理解しかねているが、確かカードで会計処理ができたと思うので、ATMがなくても医療センターでの対応はさほど問題ないように感じているが、何か見逃しているものがあるのかなと考えているところである。

芦谷委員

山陰合同銀行のATMがあったと記憶しているが、病院ないし金融機関の判断なので致し方ないとも思う。ここでATMのことまで申し上げるのは話が違ふと思うので、これについてはそのまま聞いておくということだと思う。

佐々木委員

状況がよくわからないので、ATMがなくなったことでお困りだという意見だと思うが、できればこういう要望が議会にあったということで、設置者に伝えるくらいはしてもよいのかなと思う。

西田委員

恐らくATMがなくなった理由があると思う。その理由も含めてもう少し設置者に話を聞く必要があるかもしれない。車がなくて不便というのは、いつも現金で払っていた人だと思うが、そういった人はどれくらいいるのかということもあると思うので、それも含めて少し調査が必要だと思う。

三浦副委員長

機能が1か所に集まっているのは利用者からすると大変便利なことだと思う。ただ、ATMの設置者の維持管理費といった都合もあると思うが、

近隣にATMが設置されている商業施設もあるので、そういったところを最適化されたのかもしれない。詳細はわからないが、意見としては伺いつつ、行政としてはなかなか関与が難しいと思うので、例えば公共施設を整備するときにはできるだけ機能が集約できるような考え方を持っていきたいといった形で委員会として返すことができると思う。

永見委員長

副委員長が言われたようにそのあたりも確認して。ほかの施設のATMとの兼ね合いもあるだろうから、設置者に情報提供するという形と、今後の対応についての案内も併せてお返しするという形でよいように思うがどうか。

三浦副委員長

交通弱者の方への配慮はいろいろな政策を考える際に必要だと思うので、そういった文脈で返してはどうかと思う。

永見委員長

副委員長が言われた点も含めた文面で対応したい。よろしいか。

(「異議なし」という声あり)

この項目を取りまとめた内容については、3月8日に再度委員会を開催するので、その折に皆に報告したい。

11 地域井戸端会のテーマ設定について（委員間で協議）

永見委員長

三浦副委員長から説明をお願いします。

三浦副委員長

この春に予定している地域井戸端会だが、議会広報広聴委員会において二つの時間に分けて実施することを協議している。最初は各委員会からご参集の方々に伺いたいテーマで時間を設け、第2部は参加者から自由に意見や要望を伺う。今回は3常任委員会から1人ずつ出してもらい、3人グループになるので、それぞれのテーブルに分かれて各委員会でテーマを設定して、それに対してグループ討議していくような進め方にしてはどうかと各委員長に話している。せっかくの機会なので、所管事務調査などに引っかけてもよいと思うが、地域の方々にぜひこれは聞いてみようということがあれば、この場でテーマを設定してほしい。

永見委員長

なお、委員会協議の中で時間を40分としているので、複数テーマを設けると議論が深まらないと思うので、一つに絞って望むのがよいのではないかと個人的には思っている。協議をよろしくをお願いします。

芦谷委員

今度の井戸端会について、総務文教委員会としてのテーマを皆の意見を伺って決めたい。

選挙の投票率が下がってきている。協働のまちづくりでもやっているが、先般特別委員会の中である議員から、協働のまちづくりについて議員間でもまだ理解が進んでないとの発言が出た。あちこち聞くと、どうも市がやっている感だけで、地域の支え合いも含めた自助、共助、公助が理解されていないということがあったりするので、私はそういったことを踏まえて、市政への関心や市政への参加といったテーマでやってはどうかと考えている。

佐々木委員

委員会としての統一テーマを設定したいということで、なかなか難しいが、あえて言うのであればまちづくりの関係で、住みやすい対応策や、住みやすさを進めるにはどういったことがあるとか、高齢化や物価高などいろいろなことでお困りの方が増えているので、浜田市の住みやすさを我々がどこまでつくってあげるか、そのような課題が我々にはある

と思う。

西田委員

子どもたちへの教育は、学校教育、家庭教育、まちづくりセンターを通じての社会教育などいろいろある。今一番薄れているのは地域と子どもたちのかかわりである。そういった意味で、地域と学校、あるいは地域と子どもたちとのかかわりが最近希薄になっていると思うので、井戸端会で地域に出かけていく場合には、地域の皆と身近な学校とのかかわりについてどのような考えを持っていて、どうかかわりをしているかをテーマにしてはどうかと思う。

大谷委員

今回の井戸端会についてはまちづくり単位での開催が基本なので、まちづくりに関係することがベースかなと思う。地域の中で活動している人はしっかり活動しているが、そこに入っていない方もいる。地域を知ることがよりよい関係性づくりになる基本だと思うので、地域を知ってもらうための企画、地域内の広報活動のようなことを話題にすることが、いろいろな事柄のベースになってよいと個人的には思っている。

三浦副委員長

総務文教委員会が所管する範疇で、協働のまちづくりという新しい制度の中で課題や求めたいことというのもよいと思いつつ、もう少し具体的に、地域でどうかというわかりやすさを求めるなら、例えば自主防災の考え方について地域でどのように思っているかといったことを、設置済みの地域が全体の70%を超えていたと思うが、設置されているところでもいろいろな課題があると思うし、場所によってはなかなかそういう意識が高まらない現状もあり、設置率を高めていくのが課題としてもあるので、そういうことを我々としても認識するのはよいと思う。

まちづくり推進委員会の設立などを、まちづくりセンターやコーディネーターをはじめ、今執行部は取り組んでいるが、立ち上げる時に具体的な活動が見えないと設立に至らない。そういうときに、健康福祉や防災などのテーマが共通認識としては持ちやすいと聞いているので、現状を伺うと地域差も明らかになるだろうから、そういうことを認識するという意味では、そういうテーマもよいと個人的には思っている。

永見委員長

私もまちづくり活動については地域によってかなり温度差があると思う。まちづくり活動を進める中でいろいろな課題を持っておられると思うので、そのあたりをテーマにしてはどうかと私も考えている。

まちづくりに関係する意見が多かったのでまちづくりに関連するテーマになるのではないかとと思うが、どのようにするか続けて協議したい。

西田委員

学校と地域のかかわりという意見が一つと、地域の防災が一つ、各まちづくりセンターやまちづくり推進委員会の状況というのが一つで、主に三つだった。それでよいのではないかと。

三浦副委員長

では、各エリアの地域活動の中で、幅広く課題や行政に対してこのような支援を求めたいとか、そういう感じにして、教育や防災など、その地域で出たことを聞いていく感じにするか。それとも、もう少し地域と学校の関係性について具体的に聞いていくとわかりやすいと思うがどうか。

永見委員長

まちづくりに関連する形で、大きな項目ではなく、ある程度絞ったような形でテーマを決めれば、参加する市民も意見を言いやすいのではないかと。

西田委員

私が言った意見を補足すると、これだけ少子化で子どもたちの数が地域で減ってきている中で、地域の人たちは子どもたちをどういう思いで見ているか。昔なら近所の人たちがこういうかかわり方をした、あるときは叱ったりしてかかわってきたが、最近の地域の方々は子どもたちにどういう思いを持って接しようとしているか。地域住民の子どもたちに対する思いを聞いてみたい。

芦谷委員

設問が難しいので答えにくいですが、結局、我々が出ていって話を聞くのに、地域における市民の営みに視点を置いて、その中には当然子どももいるだろうし防災もあるだろうし、隣近所との付き合いもある。市民の営み、自助、共助にどういった悩みがあり、市にどういうことが言いたいのか。例えば私が知っている集落には子どもが一人もいない。そうすると西田委員の言われるテーマは難しいので、地域の営み、市民の生活の原点といったことで何かあれば出してもらい、そこから話が展開するかもしれないと思った。

永見委員長

地域住民の子どもたちへの思いについてと、市民の地域での営みについて意見をいただいた。ほかにあるか。私の思いとしては、先ほども言ったように、まちづくり活動を各地域で取り組んでおられるが、その中に課題も多くあると思うので、まちづくり活動を進める上での課題としてはどうかと思う。

三浦副委員長

2部構成になっていて、後段は自由に発言いただく時間を設けているので、大きいテーマに関してはそちらで発言いただくとよいと思っている。前段は我々の広聴活動として行うものなので、委員会として今後新たに設定する取組課題につなげていくとか、あるいは当委員会は多様性社会についてというテーマで所管事務調査を行ったが、そういったテーマで現状としてどうなのかを伺うなど、少しテーマを絞って聞くほうが委員会としては実りあるヒアリング、広聴活動になるのではないかと思う。

永見委員長

暫時休憩する。

[14時 51分 休憩]

[15時 15分 再開]

永見委員長

委員会を再開する。地域井戸端会のテーマについて皆から意見をいただいた中で集約して、「子どもたちと地域とのかかわりについて」と決めたいと思うがどうか。

(「異議なし」という声あり)

では、当委員会のテーマはそのようにさせていただく。

12 行政視察レポートの作成について（委員間で協議）

永見委員長

三浦副委員長に案を作成してもらった。委員に確認してもらい内容を決定したい。三浦副委員長から補足説明をお願いする。

三浦副委員長

(以下、資料をもとに説明)

永見委員長

皆から意見があれば何う。

大谷委員

皆の所感の文章を何度も読んで、委員会での皆の発言も後で動画を見直してまとめた。それを副委員長に非常にコンパクトにまとめてもらっ

永見委員長

たので、皆の思いがここに集約していると思う。

この内容でよろしいか。

(「異議なし」という声あり)

では3月定例会議最終日の全員協議会において、私から報告する。

13 取組課題について (委員間で協議)

永見委員長

昨年11月4日に多様性社会の推進について提言したが、当委員会において新たな取組課題を決定して取り組みたい。前回のテーマを決める際に皆から意見をもらっているし、今日は地域井戸端会のテーマを決めてもらったが、それらの兼ね合いも含めて取組課題を決定したい。前回もらった案については皆のタブレットに配信しているので、それもお覧いただき、今日決めた井戸端会のテーマと併せて、次回3月8日の委員会で正式に決定したいと思うがどうか。それとも今日決めてもよい。

佐々木委員

令和3年11月のことなので戸惑いながら見ていた。確かにこういうことを上げて、特に子どもの居場所づくりというのはどうかという話もしたことがあるし、先進地の視察も行った。今回一般質問でも取り上げたが、委員会の所管になるかわからないが、商店街対策が難しいということで数年たっていて、別の活動で県の商店街の状況をいろいろ伺って、大変厳しくて生活もできないような商店街も複数あるようだった。商店街の方々が、商店街の力や店の魅力で客を呼べる時代ではなく、まちづくりの一環で地域や市にある特性を生かして、浜田でいえば石見神楽かもしれないが、客を呼び込んで商店街の活性化につなげていくような流れを紹介してもらった。全国的に、地域おこし協力隊を入れてやっているところもあるようだが、商店街以外の魅力でまずは人を呼び込むような流れをつくりながら、少しずつ商店街の活性化に向けて動いている事例も複数聞いた。

一般の市民一日議会でも商店街の若い方からの提案もあったところだが、思いがある方々の人を呼び込む取り組みたいなことを、議会としても何かしら手伝えないかと感じていて、商店街の方々も今後地域貢献をしたいということで、商売を抜きにして、地域貢献が商売にも反映するという考えだろうが、商店街の方々の考え方が大分変わってきているので、先進事例も調べながら商店街の前向きな方々と何かしら活性化に向けたことができないかということ新たに思っている。

永見委員長

商店街の対策について意見をいただいた。

西田委員

自分の中で決定的なものが見当たらないが、佐々木委員が言われた商店街を、産業建設委員会ではなく、所管が違う総務文教委員会で考える方法もあるなど参考になった。

大谷委員

確認だが、取組課題を設定して、10月までの半年で仕上げるような状況なのか。どのくらいの期間をかけるのか。

永見委員長

内容によっては半年では解決できないものもあるだろうが、そのあたりは調査研究しながら次の委員にある程度託すことを考えてもよいのではないかと思うが、できれば10月の改選までに提言なりまとめができるのであればそうしたい。そこまで進まないようなら次の総務文教委員会に託すことがあるかもしれない。

大谷委員

考え方や流れは理解したが、先ほどの井戸端会の話の中でも、そこで出てきたものを課題に設定するといった声があったように思う。今ここで設定して井戸端会で出てきたものとの関係性はどのように取り扱えばよいのか。平行して扱うのか。どう理解すればよいのか。

永見委員長

先ほど井戸端会のテーマを決めてもらった。そのあたりも取組課題の一つの課題に通じるところもあるので、そういう形もどうかという意見をいただいた。それも含めて皆の意見をいただき、協議の上、総意をもとに決めたい。

大谷委員

そういう流れの中で、今後井戸端会で出た意見をどう取り上げるかはまだ確定していない。あまり差があるような内容でもやりにくいと思う。先ほど、子どもたちと地域のかかわりということで投げかけるテーマが決まったので、この流れに沿いながら、我々も井戸端会に向けて、どのような取組をなすべきかと研究するという意味合いで、課題を設定してみるのも効果的だと思っている。

永見委員長

先ほど決めた井戸端会のテーマに沿って、今後の取組課題を決めたらどうかという意見だと思う。そのあたりも併せて協議して進めたい。

芦谷委員

協働のまちづくりと言っていて、なかなか末端まで届いてないことを心配している。協働のまちづくり推進特別委員会でも提言をまとめようとしているが、なかなかすぐにはできない。もっと地域の隅々まで、例えば社会福祉協議会の会費納入率が50%の地区もある。そういった足元の、町内会の加入や会費の納入など、末端のところをしっかりと研究して、そこを引き上げることがまず協働のまちづくりの本体を動かすことになる気がする。大まかな話は特別委員会に任せるとして、我々はそこに市民参加の問題も出てくるが、もっと地域に帰属して何とか地域をよくして市政を動かそうと、そのような有権者や市民の能動的な動きが出るようなことを足元から見えており、皆の意見を頂戴したい。

永見委員長

地域活動のもととなる取組、活動等についてテーマを決めたらという話だった。

三浦副委員長

これまでも市民一日議会やアンケートをいただく中で、総務文教委員会が所管するテーマは多々あったと思う。令和3年11月の段階で、私はダイバーシティの推進と公民館のあり方という、協働のまちづくりという制度を新しく走らせる中で、まちづくりセンターのあり方はすごく大事だと思っているのと、コーディネーターや行政など、かかわる人たちとの関係性など、何をやるべきなのかが明確に見えてこない気がする。そういったところを所管事務調査で我々としてのあり方を考えてみるのはやってもよいといまだに思っている。

もう一つ、先般の佐々木委員の一般質問を伺っていて、不登校の子どもたちの居場所などの課題感を私も強く感じた。一般質問の中から委員会の活動テーマにするのもよい流れなのではと思う。佐々木委員が持たれていた課題感に私は共感したので、委員会の所管事務調査としてやっていくとなるともう少し深掘りできるかもしれない。

議会広報広聴委員会の委員としても思うのが、井戸端会は広聴機能の充実のために行うことなので、そこで聞くこと、特にこちらから投げかけるテーマについては委員会として聞きたいという総意だと思うので、

先ほど協議に出た子どもと地域の関係性を、地域の方は今どう思っているのか聞きながら、そういったところを調査していく、考えていくのは、まちづくりセンターや学校のあり方にもつながっていくと思うので、所管事務調査を行っていくのもよいのではないかと。

永見委員長

私の意見としては、先般我々の会派で岡山へ視察に行ったが、そこで保育の関係、放課後児童クラブの関係、フリースクール等々を視察した。子どもたちの居場所づくりもいろいろと勉強したので、そのあたりについて今回テーマに決められたらという思いを持っている。

大谷委員

いろいろ意見をいただいたが、今後どのような形で決めようか。

皆の意見を聞き、どれもよいと思った。自分の中でそこを反すうしながら決めたい思いがあるので、次回のしかるべきところで決めるのはどうか。

永見委員長

今日は一旦持ち帰って、次回にまた調整したらどうかという意見をいただいたがどうか。

芦谷委員

今の大谷委員の意見でよいと思う。常任委員会の任期が2年なので、できればその辺もにらみながら10月くらいまでに決着するようなテーマの設定を考えてはどうかと思う。

永見委員長

任期を意識したテーマを検討すべきという意見をいただいた。今回は持ち帰ってもらい、明後日3月8日にまたお集まりいただくので、そこでまとめられるように意見を持ち寄ってもらいたいと思う。

(「異議なし」という声あり)

ではそのようにさせてもらおう。

佐々木委員

まちづくりのそもそもの土台や形ができていないという芦谷委員の話があった。市街地では町内組織そのものが機能していない、会計もない、町内会長は名前だけ、総会も開かれていない、どうやって町内の運営を今後やっていくのかというような町内もある。コーディネーターが配置されて一生懸命動いて、現場の修復に力を入れているようだが、町内の方々との関係性なのでなかなか議会が入り込んで何かするというようなことにはならないかもしれないが、何かしら動こうとしないと、協働のまちづくりを進めるに当たって、土台がないものをどうやっていくのか。これをテーマにというのは難しいとは思いますが、そもそも協働のまちづくりを進めるに当たり、形ができてないものをどうやっていくのかというのは浜田にとって大きな課題だと思う。

芦谷委員

市の姿勢として、あれだけ自治区制度のポスト事業としてやると言って大きな旗を立てておきながら、実態は今の話のとおりである。そこは我々議会も現場を見て、執行部もしっかり宿題をもらって、そこを手当てしないといけない。協働のまちづくりだと大きな絵だけを見せて進めるのをそのまま議会として許していいのかと思う。もしやるとすれば、底辺の末端の部分にもしっかりと光を当てて、問題点を抽出しながら執行部に物申す。協働のまちづくり推進特別委員会でもやっているが、まだそこまで議論が習熟していないので大変だが、佐々木委員の意見ももらってそんなことを感じた。

三浦副委員長

テーマを設定するときに、私も前に公民館のあり方などを考えたことがあったが、協働のまちづくり推進特別委員会が設置されているので、

協働のテーマがあまり出ると、それは特別委員会で集中的に議論することになっているので、8日にテーマ選定する際にそれは一応頭の片隅に置いてもらいながら、決して協働のまちづくりが重要でないということではないが、特別委員会で集中的に議論すべきことはそちらに委ねる部分も考えてテーマ設定したほうがよいと思う。

永見委員長

今、副委員長からも意見をいただいた。その辺も含めて、8日にテーマを決めさせてもらう。それまでに各自意見をまとめておいてほしい。

ほかに何かあるか。

(「なし」という声あり)

所管事務調査については、3月定例会議初日の全員協議会で議長から説明があり、皆にも理解いただいているとは思う。3月定例会議初日に総務文教委員会で所管事務調査について皆の意見を伺い、全委員の同意のもとで決定した2項目があり、今日、それについて執行部の説明をいただいた。浜田市議会の所管事務調査の手法について議長からいただいた資料を皆の手元に配付しているのでご覧いただきたいが、浜田市議会では所管事務調査事項の決定は年4回の定例会議初日に常任委員会を開催し、所管事務調査事項を決定して次回の委員会において執行部から現状説明と質疑を行っているが、このことについて3月3日、各常任委員会の正副委員長に対して、通年議会なので定例会議初日の委員会だけでなく、その間に開催される委員会においても委員に諮り、所管事務調査の決定、執行部の状況確認や質疑を行い、政策提言等を行うよう取り組んではどうかという話を議長からいただいた。このような取組方法について、皆の意見を伺い、今後どのように進めていくのか協議したい。

2月24日の総務文教委員会の中で執行部も、所管事務調査は期間が短く大変だと言っていた。それぞれの常任委員会が開催されるので、その折に皆に諮って、所管事務調査の質疑なり研究なりさせてもらって提言に結びつける方法もよいと思うが、皆の意見を伺い、どのように進めるか協議したい。この前そのように議長から説明を受けたが、各常任委員会の正副委員長もそのあたりは了解されている様子だった。私は委員会に持ち帰って皆の意見を聞き、今後の取組を決めたいと思っている。できれば今日、これで了解してもらえるのであればそのような形で進めるし、別の意見があれば検討していきたいが、どうか。

暫時休憩する。

[15時 59分 休憩]

[16時 31分 再開]

永見委員長

委員会を再開する。所管事務調査については先ほど私から話をさせてもらったように、年4回の定例会議初日の委員会だけでなく、その他の委員会でも、皆と協議をしながら所管事務調査を執行部にお願いする手法で今後取り組みたいと思うが、よろしいか。

(「異議なし」という声あり)

ではそのように取り組ませていただく。

最後になるが、陳情の各自の表決結果はタブレットに本日中に必ず入

力しておいてほしい。議案の賛否については最終日で結構である。賛否及び反対意見はそのまま陳情者に通知し、ホームページに掲載するので簡潔丁寧に記載いただくようお願いする。

また、はまだ市民一日議会の発言者との意見交換会を3月8日水曜日、午後1時30分から第1委員会室で開催するので、委員はご出席をお願いする。なお、その後に総務文教委員会を開催し、取組課題のテーマ等を協議したい。

以上で総務文教委員会を終了する。

[16 時 33 分 閉議]

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

総務文教委員長 永見 利久